平成３０年（フ）第２６号
釧路市若松町５番12号　302号
債務者　富樫　勇治
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
青森県十和田市西六番町１番26号
債務者　三浦　直美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第８号
青森県十和田市元町東５丁目12番22号　ムツミハイムＢ－106号
債務者　末田　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第４２３号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第15地割55番地２　ＢｏＬａｓ203
債務者　後藤　宏之
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２号
岩手県二戸郡一戸町鳥越字上野平７番地イ
債務者　野里　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第１７号
茨城県土浦市神立町3436番地３　Ａ＆Ｙ107号室、前住所茨城県土浦市本郷354番地５
債務者　川島　和子（旧姓萬田）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２１号
茨城県土浦市中1108番地　県営中アパート４号棟303号室
債務者　福田　　充
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１４号
群馬県太田市由良町533番地５
債務者　吉田美佐緒
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１０９号
さいたま市見沼区大字蓮沼133番地４　ハーベストガーデン205
債務者　愛敬　　紘
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
さいたま市見沼区大字蓮沼133番地４　ハーベストガーデン205
債務者　愛敬久美子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１９号
埼玉県川口市柳根町15番３－206号
債務者　谷野みゆき（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
埼玉県草加市栄町３丁目１番39－309号
債務者　橋本　修好
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２６号
千葉県松戸市中根31番地の１　ロイヤルシティ壱番館301号
債務者　森　　隆三
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１２７号
千葉県松戸市仲井町１－９－１　レオパレス９番街109、住民票上の住所千葉県柏市増尾６丁目23番３号
債務者　中曽根百合子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２３号
千葉県大網白里市南横川1748番地１　房総平和園
債務者　川村　英樹
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５１号
名古屋市西区菊井１丁目２番７号　森ビルディング５Ｃ号
債務者　長田　　一
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５６号
愛知県一宮市大和町於保字郷前75番地２
債務者　山ノ内さなみ（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部